

独立行政法人統計センターの役員報酬等の支給基準の改正新旧対照条文

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>1 常勤役員の報酬は、俸給、調整手当、通勤手当及び期末特別手当とする。</p> <p>2 常勤役員の俸給は月額とし、次の各号に掲げる常勤役員に対し、それぞれ各号に定める額を支給する。</p> <p>(1)理事長 <u>1,065,000</u>円以内で理事長が別に定める額</p> <p>(2)理事 <u>840,000</u>円以内で理事長が別に定める額</p> <p>(3)監事 <u>840,000</u>円以内で理事長が別に定める額</p> <p>3 調整手当及び通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律の規定に準じて支給する。</p> <p>4 期末特別手当は、基準額（基準日現在において常勤役員が受けるべき俸給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）に、6月に支給する場合にあっては100分の160、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の在職期間に応じ理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、総務省独立行政法人評価委員会の独立行政法人統計センターに対する業績評価の結果に応じ、理事長はこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p>5 非常勤役員の報酬は、非常勤役員手当とする。</p> <p>6 非常勤役員手当は日額とし、勤務1日につき<u>37,800</u>円を超えない範囲で理事長が別に定める。</p> <p>7 常勤役員の退職手当の額は、在職期間1月につき、退職した日におけるその者の俸給月額に</p>	<p>1 常勤役員の報酬は、俸給、調整手当、通勤手当及び期末特別手当とする。</p> <p>2 常勤役員の俸給は月額とし、次の各号に掲げる常勤役員に対し、それぞれ各号に定める額を支給する。</p> <p>(1)理事長 <u>1,069,000</u>円以内で理事長が別に定める額</p> <p>(2)理事 <u>843,000</u>円以内で理事長が別に定める額</p> <p>(3)監事 <u>843,000</u>円以内で理事長が別に定める額</p> <p>3 調整手当及び通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律の規定に準じて支給する。</p> <p>4 期末特別手当は、基準額（基準日現在において常勤役員が受けるべき俸給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）に、6月に支給する場合にあっては100分の160、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の在職期間に応じ理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、総務省独立行政法人評価委員会の独立行政法人統計センターに対する業績評価の結果に応じ、理事長はこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p>5 非常勤役員の報酬は、非常勤役員手当とする。</p> <p>6 非常勤役員手当は日額とし、勤務1日につき<u>37,900</u>円を超えない範囲で理事長が別に定める。</p> <p>7 常勤役員の退職手当の額は、在職期間1月につき、退職した日におけるその者の俸給月額に</p>

改正案	現行
<p>100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準とし、これに総務省独立行政法人評価委員会 が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。</p> <p>また、平成16年1月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する常勤役員が同日 における役職と同一の役職の常勤役員として基準日以降引き続き在職した場合のその者の退職 手当の額は、上記にかかわらず、その者の退職の日における俸給月額に、任命の日から基準日 の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額と基準日から退職まで の在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準としこれに上記の業績 勘案率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、基準日の前日までの在職期間に相当する退職 手当の額については、総務省独立行政法人評価委員会の独立行政法人統計センターに対する業 績評価の結果に応じ、理事長はこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p>なお、退職手当は非常勤役員には支給しない。</p> <p>8 期末特別手当及び退職手当の支給の差止め等については、一般職の職員の給与に関する法律 等の規定に準ずる。</p> <p>9 常勤役員が国等の職員となるために出向した場合等の退職手当及び期末特別手当の支給につ いては、退職手当法及び一般職の職員の給与に関する法律等の規定に準ずる。</p>	<p>100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準とし、これに総務省独立行政法人評価委員会 が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。</p> <p>また、平成16年1月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する常勤役員が同日 における役職と同一の役職の常勤役員として基準日以降引き続き在職した場合のその者の退職 手当の額は、上記にかかわらず、その者の退職の日における俸給月額に、任命の日から基準日 の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額と基準日から退職まで の在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準としこれに上記の業績 勘案率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、基準日の前日までの在職期間に相当する退職 手当の額については、総務省独立行政法人評価委員会の独立行政法人統計センターに対する業 績評価の結果に応じ、理事長はこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p>なお、退職手当は非常勤役員には支給しない。</p> <p>8 期末特別手当及び退職手当の支給の差止め等については、一般職の職員の給与に関する法律 等の規定に準ずる。</p> <p>9 常勤役員が国等の職員となるために出向した場合等の退職手当及び期末特別手当の支給につ いては、退職手当法及び一般職の職員の給与に関する法律等の規定に準ずる。</p>